

鈴鹿市上下水道局(上水道部門)の設計業務委託発注基準について

平成29年6月1日制定

設計業務委託の発注にあたっては、下記事項及び「鈴鹿市上下水道局(上水道部門)の設計業務委託発注基準」によることとする。

記

1. 技術者要件については、公告を参考とすること。
2. 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。
3. 管理技術者は、打合せ等には必ず出席すること。

(定義)

- (1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
- (2) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
- (3) 「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
- (4) 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者で、国土交通大臣が認定した者。
 - ・当該部門に関し30年以上の実務経験
 - ・大学又は高等専門学校卒業後、当該部門に関し20年以上の実務経験
 - ・当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験
 - ・当該部門に関するRCCM資格取得後5年以上の実務経験
 - ・当該部門に関する技術士試験合格者
- (5) 「RCCM」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくRCCM資格制度施行規程第4条第1項の規定に合格し、第8条第1項の登録をした者。